

(入札制度等に関するご意見に対する回答)

【土木】

- Q1 : 市長部局と上下水道局で工事成績評定の運用が異なっているように感じています。運用が異なっているのであれば、総合評価落札方式の評価項目「過去2年間の下関市発注工事（同種工種）の平均点」算出の際、両者の工事成績を合算して平均点の算出をすべきではないと考えます。
- A1 : 土木一式工事における工事成績評定点の平均点及び算定基礎となる評価対象項目については市長部局と上下水道局とで著しい差異はありませんが、今年度、関係部局間で意見交換や情報共有を行い、市長部局の一部評価項目の配点を見直しました。今後も意見交換等を継続し、公平公正な評価に努めてまいります。
- Q2 : 総合評価落札方式の評価項目のうち「過去3年間の優良工事表彰の有無」について、市長部局と上下水道局で取扱いに違いはありませんか。
- A2 : 市長部局、上下水道局ともに下関市優良工事業業者表彰制度、下関市上下水道局優秀工事表彰制度、山口県優良建設工事表彰制度により表彰された方を対象に評価をしています。
- Q3 : 見積は旧4町事業者に依頼し、入札になると参加条件を市内全域としているケースが見受けられます。大規模工事等の場合を除き、旧4町管内での入札参加条件は各町単位としていただきたい。
- A3 : 工事内容、工事規模、施工条件、競争性等を考慮し、各町単位ではなく、参加条件を旧4町として発注を行っていますが、入札参加状況や工事規模を踏まえ、各町単位での発注についても、今後検討させていただきます。
- Q4 : 入札の結果公表を早くしていただきたい。
- A4 : 入札の透明性及び公平性を確保することを目的として、工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査等委託業務の競争入札においては、開札後に積算内容を確認する期間（3日間）を設け、入札者からの疑義を受付けています。今後も、積算内容確認期間終了後には速やかに落札決定を行うよう努めてまいります。

Q5：価格競争において入札額が同額の場合、くじ引きで落札者が決められていますが、同日に同じ業者が複数の工事を落札する場面がありました。取り降り方式や一抜け方式は採用できませんか。

A5：工種や工事規模等が同等、且つ、競争性が担保可能な参加者数が見込まれる場合は一抜け方式での発注を行っていますが、入札日が同一であることだけをもって同一事業者の複数件落札を制限することは、今のところ考えていません。

Q6：余裕期間制度を促進していただきたい。

A6：円滑な工事施工体制の確保を図るため、本市では令和3年12月1日から「余裕期間制度」を試行しておりますが、引続き積極的に活用してまいります。

Q7：歩掛にない項目は入札参加者から見積を徴取してはどうでしょうか。

A7：歩掛にない項目については、設計時に工事規模・工法などを考慮した上で複数業者から見積を徴取しています。なお、入札参加者からの見積聴取については、今のところ考えていません。

Q8：標準型総合評価方式の導入を促進していただきたい。

A8：総合評価方式の実施に際しては、当該工事の技術的難易度(技術的な工夫の余地)や工事規模(設計金額)に応じ、その都度、当該工事に適した総合評価方式の型式を選定しています。引続き公共工事の品質向上や事業者の技術開発促進等の効果を鑑み、適切に選定してまいります。

Q9：入札によるくじ引きの透明性を上げていただきたい。

A9：落札者となるべき同価格の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2者以上いる場合に電子くじにより落札者を決定しています。なお、くじ引きの仕組みは、市ホームページ(以下 URL)で公表していますのでご参照ください。

⇒ <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/50383.pdf>

- Q10：現状、一般競争入札（総合評価方式）の場合、総合評点が少しでも低いと落札できず、結果的に落札者が特定の業者に偏っているように思います。そこで、4,000万円以上の土木一式工事のうち、年間に何件かを価格競争による指名競争入札で発注していただきたい。
- A10：総合評価方式は総合評点だけで評価はしておらず、入札価格も考慮した上で評価値を算出しており、必ずしも総合評点だけで落札が決定するものとはなっていません。また、現在、本市では指名競争入札は行っていません。
- Q11：一般競争入札の3,000万円前後の入札はB等級までが多く、A等級は殆ど参加できないのももう少し工夫が欲しい。
- A11：設計金額4,000万円未満の一般競争入札（価格競争）では、十分な競争性を確保できるよう工事毎に参加可能業者数を考慮した上で参加資格を設定しています。
- Q12：総合評価方式の評価項目のうち、同種工事の施工実績で満点の評価を得るには入札参加資格の約2倍の実績が必要となっているが、競争力を高めるために要件を緩和していただきたい。
- A12：総合評価方式の評価項目は、入札参加者の技術力や地域貢献度を比較するための基準として設定しています。一方で、入札における競争性を担保するためにはより多くの参加者数を確保することが重要であることから、入札参加資格は総合評価方式の評価項目における指定金額に比べて条件を緩和しています。
- Q13：とび・土工・コンクリート、土木一式のうち、設計金額が5,000万円以上の下水道推進工事については特定の業者（複数）ばかりが落札しているような印象があります。
- A13：設計金額4,000万円以上の案件につきましては、総合評価方式による一般競争入札で公平公正に執行しています。
- Q14：金額の小さい工事は評価項目が少なく高い工事成績評点を取ることが難しいことから、金額の大きな入札に参加しにくい状況です。何らかの対策を採ることはできないでしょうか。
- A14：工事成績評点は下関市工事評価基準に基づき同一基準で評価を行っているところです。今後も公平公正な評価に努めてまいります。

Q15：市長部局と上下水道局で大きく取扱いが異なる事例があります。例えば、開札後に公開される設計書のレベルが違います。統一していただくか、差を設ける理由を教えてください。

A15：開札後に公開される設計書のレベルについては、市長部局で設計する積算内訳書にはレベル3が存在しないため、レベル2までを公開しているところです。公開レベルについては、市長部局と上下水道局で情報共有に努め、検討してまいります。

【建築】

Q16：入札参加時に客観点だけでなく主観点での評価を行い、また、参加資格として同種同規模の施工実績を要求するなど、過度に御市の実績を優遇している様に見受けられますが、これらの見直しを検討していただきたい。

A16：入札参加時に客観的点数（経営審査事項の総合評定値）だけではなく、主観的点数（本市での工事成績評点等）を考慮しているのは工事品質の確保と同時に、本市に貢献した事業者を適切に評価する目的があります。また、入札参加条件として同種同規模の施工実績を求めることはありますが、対象工事は下関市発注工事に限定していません。

Q17：配置技術者について、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」には「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間は監理技術者の専任は要しない」との記載があり、山口県では請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間は監理技術者が重複していても評価対象としています。下関市も山口県と足並みを揃えていただきたい。

A17：本市としましては、発注者として契約工期開始より配置技術者の配置を確認した上で評価すべきと考えています。

Q18：毎年、秋以降は工事案件が数多く重なることから、下請専門業者が見積は出来ても工事は出来ないといった状況が発生するため、工事発注の平準化を行っていただきたい。

A18：個々の事業スケジュール（完成期限）に基づいて発注時期を設定しているため、調整できない工事もありますが、今後も余裕期間制度の活用等により可能な限り発注を平準化できるよう努めてまいります。

Q19：技術者等の配置を円滑に行うため、発注見通しにおいて工事の概算金額を公表していただきたい。

A19：工事規模（価格帯）の公表については実施に向けて検討してまいります。

Q20：総合評価方式での入札は請負金額4,000万円（建築一式は8,000万円）以上とするのが適当と考えます。

A20：現在、本市では原則として設計金額4,000万円以上の建設工事（全工種）を総合評価方式の対象としています。総合評価方式の対象金額については、今後の社会情勢や地元建設事業者などのご意見も踏まえ慎重に判断してまいります。

Q21：担い手（技術者）不足に起因する入札不調対策の一つとして、発注時期の見直しを行うことが有効であると考えます。

A21：発注時期平準化への取り組みは入札不調対策として有効と考えています。適正な工期で発注することは勿論、継続費や債務負担行為などの予算を活用することにより発注時期平準化の取り組みを進めてまいります。

【とび・土工・コンクリート】

Q22：過去2年間の工事成績評定点の平均点や継続学習（CPD）の取得状況などの市内業者のデータについて統計をとり、総合評価項目の内容について検証していただきたい。

A22：総合評価方式は、公共工事の品質確保と担い手の育成・確保の促進を目的とし、評価項目は国のガイドラインや山口県の状況を踏まえ設定しています。継続学習（CPD）の取得状況などの統計データ検証につきましては、市内建設業界の現状を把握するためにも検討させていただきます。

Q23：総合評価方式の評価項目「過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無」について、人口減少の中で担い手確保・育成が困難な状況となっているので、対象期間の延長を検討していただきたい。

A23：当該評価項目の評価対象は、「土木・建築関係の新卒者」に限定しておらず、市外からの転入者や事務員の採用も評価されます。なお、対象期間を緩和することは、建設業界や本市にとって必ずしもプラスになるものではないと考えています。

Q24：専門業者（法面工事、交通安全施設工事、橋梁補修工事等）育成のため、分離発注を進めていただきたい。

A24：今後も分離分割発注に努めてまいります。

Q25：申込・入札・落札決定までの期間が長期間なため、他工事への入札申込ができません。落札決定時に辞退ができるよう配慮していただきたい。

A25：設計金額に応じて、入札方法や建設業法上に定める見積期間を踏まえ、参加申請から落札決定までの期間を設定しています。落札決定につきましては、今後も積算内容確認期間終了後、速やかに行うよう努めてまいります。なお、入札の公平・公正の観点から落札候補者となった場合も、やむを得ない場合を除いた辞退は想定しておりません。

【造園】

Q26：最低制限価格の引き上げを検討していただきたい。

A26：国や県の動向を注視し対応してまいります。

【電気】

Q27：機器費の設計金額より商社の見積金額が高いこと等が多々あり、応札を躊躇します。市内、県内、市内材料店との取引がある商社を選定する等、見積条件含めて検討をお願いします。

A27：全ての入札参加者が適正な入札価格を積算できるよう、引続き努めてまいります。

Q28：質問をした際、入札開始日に回答がされることもあり対応が難しいことがあります。県のように回答期日を決める等の対応をお願いします。

A28：質問に対する回答は、遅くとも入札開始日の前日までに回答を電子入札システムに登録していますが、今後も工事担当課と調整し、出来る限り速やかに回答するよう努めてまいります。

Q29：図面等で既存情報（型式等）が不明な場合、質問をしても回答が具体的でなく、応札を躊躇することがあります。（例：「既設設備のメーカー、型式をご教示ください」の回答が「同等品であれば問題なし」）

A29：改修工事など既設設備との互換性が必要な場合は、既設設備の情報（メーカー、型式など）を記載しています。一方、仕様が同様であればメーカーは異なっても問題ない場合は“同等品可”との旨を記載しています。今後も質問に対しては、可能な限り明確に回答するように努めてまいります。

- Q30 : 公共単価のない特殊な資機材についてはメーカーから見積を取られていますが、見積金額に対して根拠のない査定（予算に合わせる為の歩引き）がされているように見受けられます。メーカーと工事業者が適正な利潤を得られるよう、設計に際しては適正な金額を採用していただきたい。
- A30 : 見積金額に対して根拠のない歩切り（査定）は行っておりません。引続き、同様の設備や実績などを踏まえ適正な設計金額の積算に努めてまいります。
- Q31 : 見積単価から採用に至る査定率が市の担当者と違うのではないかと感じています。設計担当課内での基準の統一を希望します。
- A31 : 見積金額に対する査定率は統一した取扱いを行うよう取り組んでいます。今後も適正な設計金額となるよう努めてまいります。
- Q32 : 内訳書に“直接工事費”が記載され、結果、くじ引きで落札業者が決まる工事が多くなりました。くじ引きという“運”のみではなく、一生懸命に努力する企業が報われるためにも“直接工事費”の記載を止めて欲しいとは言いませんが、数は減らしたほうが良いと考えます。
- A32 : 見積金額が直接工事費の中科目のレベルで5割以上を占める場合は、入札に対する透明性や競争性を確保する観点からその中科目の金額を公開しています。直接工事費の公表については、入札状況を踏まえ慎重に検討してまいります。
- Q33 : 入札不調となる可能性が高い場合は仕方ありませんが、そうでない案件でも入札に参加可能な等級が混在（例えばA～C等級）する案件が多いように思います。
- A33 : 事業者ごとに事業の規模、特性に応じた工事を受注していただくことにより、建設業の健全な成長・発展、公共工事の品質の確保に寄与することを目的として等級付けを行い発注しています。
工事発注件数や工事規模などは年度によって異なりますが、引続き、社会情勢や入札状況を踏まえ慎重に検討していきたいと考えています。
- Q34 : 全者が最低制限価格を下回った場合でも入札不調としない方法の検討が必要と考えます。
- A34 : 公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請け業者へのしわ寄せ防止のため、最低制限価格を下回った場合は入札不調としています。

- Q35：営繕系の入札案件で、設計書に「見積」と記載している箇所は、土木系の入札案件のように別紙にて単価金額提示をする事が妥当と考えます。
- A35：営繕工事においては見積金額を非公表としています。ただし、見積金額が直接工事費の中科目のレベルに占める割合が5割以上の場合は、その中科目の金額を公表しています。
見積金額の公表については、入札状況を踏まえ慎重に検討してまいります。
- Q36：上下水道局の電気・機械設備（建築付帯工事除く）の入札参加条件の一つである「上下水道事業における施工実績」は、案件数が少ないため、新規参入が難しく適切でないと考えます。専門性の高いことは理解していますが、500万円未満の案件は施工実績条件なしにさせていただきたい。
- A36：500万円未満の案件については、上下水道事業の実績に限定する必要がない場合は、入札条件を緩和して設定しています。

【管】

- Q37：工種毎に分離発注をお願いしたい。
- A37：今後も引き続き、工種、工事内容、工事規模等を考慮した上で可能な限り分離分割発注を行ってまいります。
- Q38：工事だけの地元発注ではなく、維持メンテ等も地元発注をお願いしたい。
- A38：「下関市地元企業優先発注等に係る実施方針」に基づき、公共工事に係る業務委託以外の委託契約その他賃貸借契約等においても「市内業者では対応できない場合を除き、原則として市内業者を選定する」としています。
- Q39：上下水道局発注の工事、緊急修繕実績は上下水道局だけでなく、市長部局においても評価をお願いしたい。
- A39：上下水道局発注の工事に係る工事成績評点については市長部局発注工事の工事成績評点と合算した上で平均点を算出し、総合評価方式において評価項目としています。ただし、管路等の緊急修繕対応は、特殊性や専門性など分野が限定されていることから上下水道局のみで評価しています。

Q40 : 緊急修繕対応について、道路陥没の修復は評価されるが下水道マンホール蓋等の修復は評価されていないのではないのでしょうか。

A40 : 現在、下水道マンホール蓋等の修復は総合評価方式では評価していませんが、今後、上下水道局の総合評価方式において評価対象とすべきかについて検討してまいります。

【水道施設・管】

Q41 : 水道工事業者の衰退はインフラ機能維持の観点から深刻なリスクと捉えています。その対応策の一つとして、水道当番業者（修繕待機業者）に対して明確なインセンティブを設定する必要があると考えます。

A41 : ご指摘のとおり、水道当番業者（修繕待機業者）の減少は災害時に限らず重大な問題であると認識しているため、他都市の動向や修繕待機業者からご意見を伺い、修繕待機体制の維持に向けて検討してまいります。

Q42 : 従業員の新規雇用、若手・女性技術者や障害者雇用に関する評価は社員数の多い大企業に有利な設定ではないのでしょうか。

A42 : 総合評価方式の評価項目は公共工事の品質確保と担い手の確保・育成を促進することを目的に国のガイドラインや山口県の状態を踏まえ設定していますが、山口県や県内他市の状態も踏まえ検討してまいります。

Q43 : 工事成績評定点と実際の工事品質とに乖離があると感じています。具体的には書類の出来と現場の出来栄に差が生じており、本来の目的から逸脱してしまっているように思います。

A43 : 工事成績評定に際しては、評定基準に基づき、現場と書類との整合を確認しながら評価を行っています。なお、現場における検査だけでは判断できない部分（例えば水道管布設工事における不可視部分）についての工事品質が確保できているか否かを判断するためには書類検査が必須であることから、工事内容によっては書類の出来・不出来が評価に影響することは避けられないものと考えます。今後も引き続き、公平かつ適切な評定を行ってまいります。

Q44：環境配慮への取組みに関する評価がされていません。下関市のカーボンニュートラルへの取組み方針とも整合しておらず、公共工事が先導的な役割を果たすべきではないでしょうか。

A44：総合評価方式の評価項目は国のガイドラインや山口県の状況を踏まえ設定していますが、山口県や県内他市の状況も踏まえ検討してまいります。なお、ISO14001や環境活動評価プログラム（エコアクション21）等の取得状況については、評価項目の対象としています。

【解体】

Q45：公共工事を落札できずに施工実績が途切れてしまうと入札に参加することができなくなるため、実績を求めない工事を発注していただきたい。

A45：入札参加条件として求めている施工実績は、工事品質を確保するため受注者の施工能力を担保しようとするものですが、昨今の入札不調等の状況も踏まえ、今後も入札参加条件については慎重に検討してまいります。